

町民の声への回答

タイトル：どう進める あらゆる差別解消に向けた取り組み

【回答】

このたびは「どう進める あらゆる差別解消に向けた取り組み」としてお問い合わせいただきありがとうございます。

1点目の、八頭町では「やさしさあふれる人権のまち」という標語が謳われているようだが・・・とのお問い合わせについてですが、八頭町は合併した平成17年12月に「人権尊重宣言」を告示し、町民にむけて基本的人権の尊重と明るいまちづくりの実現のため研鑽と行動をすることを宣言し、周知理解を求めています。また、その宣言について、広報誌、各種研修会等での資料に掲載するなどして周知を図ってきたところであり、平成18年3月に策定された八頭町部落差別撤廃・人権擁護総合計画を実践し、町民が基本的人権の保障された、差別のない明るい町づくりの実現に向けて、取り組んできたところです。

今後は、国際化、情報化、高齢化、少子化等の進展に伴い、幅広い分野に及ぶ人権問題が生じてきており、これらへの対応を図っていく必要があります。

2点目の、平成27年度を目標に部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向けた取り組みを展開してきたわけであるが、その検証はなされたのでしょうか。・・・とのお問い合わせについてですが、平成18年3月に策定されました部落差別撤廃・人権擁護総合計画及び実施計画にて、差別解消に向けた人権啓発活動や人権教育の推進を図ってまいりましたが、八頭町人権教育推進協議会での総括はもとより、部落差別撤廃人権擁護審議会においても検証いただいたところであり、実施計画に掲げられています各施策211項目の達成状況等を確認協議の上、今後もソフト面を基本に継続して取り組み、より一層人権教育・啓発の推進を図っていく必要があると認識しているところです。

3点目の、平成27年度実施の町民意識調査報告書では・・・とのお問い合わせについてですが、町民意識調査の結果分析をしていただいた鳥取大学の国歳名誉教授から「町民の人権意識は一定の進展はみられるものの、同時に停滞している側面、特に部落差別に対する意識は解消への方向から残存への方向が見られた。一つの原因は、人権教育・人権啓発の後退にある。」と課題をあげられ、①同和教育の成果を踏まえた人権教育を創造する、②あらゆる場面で人権教育を推進していく、③人権尊重のまちづくりを推進する、等々が重要であると唱えられています。

これらの課題を踏まえ、現行法である人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、鳥取県人権施策基本方針を基に、新たに「八頭町人権を尊重するまちづくり基本計画」が策定し、これまで本町が取り組んできた同和教育の成果を大切にしつつ、さらに発展させ、自らの問題として人権への理解を深め、人権感覚の涵養に取り組み、さまざまな資質や能力を育成していく教育と啓発の推進を図っていきたいと思います。

同和対策事業におきましては、一般対策として取り組んでいく方向で協議を重ねており、社会情勢や財政問題への対応を考慮しつつ、差別解消に向け取り組む所存ですのでご理解とご協力をお願いします。